

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2012年12月14日

【四半期会計期間】 第16期第2四半期(自 2012年8月1日 至 2012年10月31日)

【会社名】 クックパッド株式会社

【英訳名】 COOKPAD Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役 穂田 誉輝

【本店の所在の場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号

【電話番号】 03-6408-6143

【事務連絡者氏名】 執行役 百鬼 弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区白金台五丁目12番7号

【電話番号】 03-6408-6143

【事務連絡者氏名】 執行役 百鬼 弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第2四半期累計期間	第16期 第2四半期累計期間	第15期
会計期間		自 2011年5月1日 至 2011年10月31日	自 2012年5月1日 至 2012年10月31日	自 2011年5月1日 至 2012年4月30日
売上高	(千円)	1,817,126	2,284,507	3,909,846
経常利益	(千円)	846,486	1,164,199	1,907,844
四半期(当期)純利益	(千円)	462,392	718,388	1,110,283
持分法を適用した 場合の投資利益	(千円)			
資本金	(千円)	814,470	832,680	831,480
発行済株式総数	(株)	16,210,800	16,353,600	16,347,600
純資産額	(千円)	3,939,491	5,299,590	4,624,938
総資産額	(千円)	4,535,497	6,098,884	5,351,549
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	28.60	43.94	68.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	28.00	43.32	67.19
1株当たり配当額	(円)			3.00
自己資本比率	(%)	86.5	86.5	86.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	19,306	736,793	561,340
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	30,020	1,630,164	43,862
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	5,131	46,644	28,911
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高	(千円)	3,399,948	3,029,457	3,978,746

回次		第15期 第2四半期会計期間	第16期 第2四半期会計期間
会計期間		自 2011年8月1日 至 2011年10月31日	自 2012年8月1日 至 2012年10月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	16.13	23.01

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

経営成績の概況

2013年4月期第2四半期累計期間（2012年5月1日～2012年10月31日）の業績は、

売上高	2,284百万円（前年同期比25.7%増）
営業利益	1,183百万円（前年同期比34.8%増）
経常利益	1,164百万円（前年同期比37.5%増）
四半期純利益	718百万円（前年同期比55.4%増）

となりました。

当第2四半期累計期間の業績に関する特記事項は以下の通りです。

- イ. 売上高は2,284百万円（前年同期比25.7%増）となりました。会員事業において、プレミアム会員数が順調に増加し、85万人を突破しました。また広告事業においては、純広告が伸長しました。
- ロ. 販売費及び一般管理費は人件費を中心に増加し、1,067百万円（前年同期比16.3%増）となりました。
- ハ. 営業利益は1,183百万円（前年同期比34.8%増）となりました。なお売上高営業利益率は、増収効果によって前年同期を3.5ポイント上回る51.8%となりました。

運営サービスの状況

2012年10月のクックパッドの月間利用者数は、PCからの利用が1,417万人、モバイルからの利用（スマートフォン向けブラウザ、同アプリ、携帯版サービス「モバれび」の合計）が1,524万人となりました。モバイルからの利用のなかでも、特にスマートフォン向けブラウザからの利用者数が引き続き順調に増加しており、680万人（前年同月比3.5倍）となりました。今後もスマートフォンの一層の普及がクックパッドのユーザー数増加の後押しになると考えております。

レシピ数も堅調に増加しており、2012年10月末には累計レシピ数が133万品を超えました。2012年4月の日経産業地域研究所の調査結果によると、「現在最もよく使っているレシピ専用サイトは」の質問に対し78%の回答が「クックパッド」となり、日本最大のレシピサイトとして不動の地位を確立しつつあります。

また、2012年10月には毎日の特売情報と連動したレシピ検索を実現する新サービスの提供を開始しました。レシピの投稿・検索にとどまらず、食に関連するあらゆるシーンで利用される食のインフラへとサービスを進化させるべく、新規事業の立ち上げにも注力してまいります。

事業別の状況

(会員事業)

当第2四半期累計期間における会員事業の売上高は、1,409百万円（前年同期比28.0%増）となりました。スマートフォン利用者数の増加に牽引され、スマートフォンからのプレミアムサービス入会者数が順調に増加しており、2012年10月末のプレミアム会員数は85万人を超えました。当第2四半期より「太らない」「スピード」「節約」の3つのテーマで毎日献立を配信する「きょうの献立」サービスを開始しました。また、「専門家厳選レシピ」ではユーザーのニーズの強い分野を中心に「ベビー&ママ」「男の料理」などコンテンツを拡充しました。今後もさらなる新サービスの追加やその認知向上によって、プレミアム会員数の拡大を目指してまいります。

(広告事業)

当第2四半期累計期間における広告事業の売上高は、873百万円（前年同期比22.0%増）となりました。大型の純広告の受注によって売上が堅調に増加しており、純広告の販売を強化する方針の効果が現れ始めました。今後も引き続き、サイトリニューアル後の表現力の大きな広告パネルを活かし、広く商品認知を提供するリーチ型の広告商品に注力して事業を成長させてまいります。

なお、これまでのマーケティング支援事業部門および広告事業部門の売上高は、当事業年度より、広告事業とすることに変更しました。

(2) 財政状態の分析

前事業年度末から当第2四半期会計期間末までの財政状態の主な変動は以下の通りです。

資産につきましては、5,351百万円から6,098百万円に増加しました。この主な要因は、事業拡大による資産の増加によるものです。

負債につきましては、726百万円から799百万円に増加しました。

純資産につきましては、4,624百万円から5,299百万円に増加しました。この主な要因は利益剰余金の増加によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前事業年度末より949百万円減少し、残高は3,029百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、736百万円（前年同期比3716.3%増）となりました。この主な要因は、税引前四半期純利益1,165百万円を計上した一方で、法人税等の支払額395百万円が生じたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、1,630百万円（前年同期比5330.2%増）となりました。この主な要因は、定期預金の預入による支出1,500百万円が発生したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、46百万円（前年同期比809.0%増）となりました。この主な要因は、配当による支払い49百万円が生じたことによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,296,000
計	55,296,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2012年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2012年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,353,600	16,353,600	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株 主としての権利内容に何ら限 定の無い当社における標準と なる株式であります。 また、1単元の株式数は100 株となっております。
計	16,353,600	16,353,600		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2012年12月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2012年8月1日～ 2012年10月31日	6,000	16,353,600	1,200	832,680	1,200	832,105

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

2012年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
佐野 陽光	東京都港区	7,763,800	47.47
穂田 誉輝	東京都港区	2,630,200	16.08
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	748,400	4.58
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	710,900	4.35
ゴールドマンサックスインター ナショナル (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UK (東京都港区六本木6丁目10-1)	313,900	1.92
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌエイ ロンドン エス エ ル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	167,000	1.02
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	155,700	0.95
山岸 延好	横浜市中区	128,400	0.79
ジェーピー モルガン チェース バンク 385181 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	125 LONDON WALL, LONDON, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	119,600	0.73
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	111,500	0.68
計		12,849,400	78.57

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次の通りです。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	630,500株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	656,300株
野村信託銀行株式会社(投信口)	155,700株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	111,500株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2012年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,349,200	163,492	権利内容に限定のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 3,800		
発行済株式総数	16,353,600		
総株主の議決権		163,492	

【自己株式等】

2012年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
クックパッド株式会社	東京都港区白金台5丁目 12-7	600		600	0.00
計		600		600	0.00

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2012年8月1日から2012年10月31日まで)及び第2四半期累計期間(2012年5月1日から2012年10月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次の通りです。

資産基準	1.8%
売上高基準	0.1%
利益基準	4.2%
利益剰余金基準	1.5%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2012年4月30日)	当第2四半期会計期間 (2012年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,978,746	4,529,457
受取手形及び売掛金	934,925	995,007
繰延税金資産	80,967	90,298
その他	82,237	94,521
貸倒引当金	3,880	2,567
流動資産合計	5,072,997	5,706,717
固定資産		
有形固定資産		
建物	60,018	67,744
減価償却累計額	60,018	60,678
建物(純額)	-	7,066
工具、器具及び備品	74,222	80,427
減価償却累計額	50,395	54,531
工具、器具及び備品(純額)	23,827	25,896
有形固定資産合計	23,827	32,962
無形固定資産	11,457	11,332
投資その他の資産		
関係会社株式	58,491	160,563
差入保証金	68,869	76,014
繰延税金資産	61,478	66,692
その他	83,419	99,882
投資損失引当金	28,991	55,281
投資その他の資産合計	243,267	347,870
固定資産合計	278,552	392,166
資産合計	5,351,549	6,098,884
負債の部		
流動負債		
買掛金	15,393	15,285
未払金	235,479	258,316
未払法人税等	404,979	470,740
未払消費税等	49,369	40,094
その他	21,388	14,856
流動負債合計	726,610	799,293
負債合計	726,610	799,293

(単位：千円)

	前事業年度 (2012年4月30日)	当第2四半期会計期間 (2012年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	831,480	832,680
資本剰余金	830,905	832,105
利益剰余金	2,942,227	3,611,574
自己株式	1,185	1,185
株主資本合計	4,603,426	5,275,174
新株予約権	21,512	24,416
純資産合計	4,624,938	5,299,590
負債純資産合計	5,351,549	6,098,884

(2)【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自2011年5月1日 至2011年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自2012年5月1日 至2012年10月31日)
売上高	1,817,126	2,284,507
売上原価	21,600	33,571
売上総利益	1,795,526	2,250,935
販売費及び一般管理費	917,510	1,067,034
営業利益	878,015	1,183,901
営業外収益		
受取利息	236	3,249
受取補償金	-	10,024
その他	354	-
営業外収益合計	591	13,273
営業外費用		
為替差損	24,124	6,681
投資損失引当金繰入額	7,973	26,290
その他	22	3
営業外費用合計	32,120	32,975
経常利益	846,486	1,164,199
特別利益		
固定資産売却益	-	237
新株予約権戻入益	-	959
特別利益合計	-	1,196
特別損失		
固定資産除却損	1,358	-
特別損失合計	1,358	-
税引前四半期純利益	845,128	1,165,396
法人税、住民税及び事業税	349,433	461,552
法人税等調整額	33,302	14,544
法人税等合計	382,735	447,008
四半期純利益	462,392	718,388

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2011年5月1日 至 2011年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2012年5月1日 至 2012年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	845,128	1,165,396
減価償却費	19,148	9,221
貸倒引当金の増減額 (は減少)	830	1,312
投資損失引当金の増減額 (は減少)	7,973	26,290
受取利息及び受取配当金	236	3,249
受取補償金	-	10,024
為替差損益 (は益)	24,091	9,272
固定資産除売却損益 (は益)	1,358	237
新株予約権戻入益	-	959
売上債権の増減額 (は増加)	105,391	60,081
仕入債務の増減額 (は減少)	1,808	107
未払消費税等の増減額 (は減少)	32,235	9,275
その他の資産の増減額 (は増加)	3,828	25,857
その他の負債の増減額 (は減少)	190,023	22,526
小計	565,006	1,121,602
利息及び配当金の受取額	336	363
補償金の受取額	-	10,024
法人税等の支払額	546,036	395,196
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,306	736,793
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	1,500,000
有形固定資産の取得による支出	19,340	19,346
無形固定資産の取得による支出	2,732	1,988
差入保証金の差入による支出	-	7,145
関係会社株式の取得による支出	7,946	102,071
その他	-	387
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,020	1,630,164
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	11,977	2,396
新株予約権の発行による収入	15,192	-
配当金の支払額	32,300	49,040
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,131	46,644
現金及び現金同等物に係る換算差額	24,091	9,272
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	39,936	949,288
現金及び現金同等物の期首残高	3,439,884	3,978,746
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,399,948	3,029,457

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 2011年5月1日 至 2011年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2012年5月1日 至 2012年10月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。
給料手当 334,520千円	給料手当 373,796千円
貸倒引当金繰入額 830	貸倒引当金繰入額 1,312

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 2011年5月1日 至 2011年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2012年5月1日 至 2012年10月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (2011年10月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (2012年10月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 3,399,948	現金及び預金勘定 4,529,457
預入期間が3か月を超える定期預金 -	預入期間が3か月を超える定期預金 1,500,000
現金及び現金同等物 3,399,948	現金及び現金同等物 3,029,457

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 2011年5月1日 至 2011年10月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2011年6月24日 取締役会	普通株式	32,300	2.00	2011年4月30日	2011年7月29日	利益剰余金

当第2四半期累計期間(自 2012年5月1日 至 2012年10月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2012年6月8日 取締役会	普通株式	49,000	3.00	2012年4月30日	2012年7月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自 2011年5月1日 至 2011年10月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自 2012年5月1日 至 2012年10月31日)

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りです。

	前第2四半期累計期間 (自2011年5月1日 至2011年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自2012年5月1日 至2012年10月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	28円60銭	43円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	462,392	718,388
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	462,392	718,388
普通株式の期中平均株式数(株)	16,163,239	16,348,333
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	28円0銭	43円32銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	350,575	233,309
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	平成23年7月28日取締役 会決議ストック・オプ ション(新株予約権) 普通株式 67,000株 行使価格 1,747円 有償ストック・オプシ ョン(新株予約権) 普通株式 211,000株 行使価格 1,760円	

(重要な後発事象)

ストック・オプションについて

i) スtock・オプションの割当について

当社は、2012年11月30日の取締役会決議により、2012年7月26日開催の第8回定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権について、具体的な発行内容を決議いたしました。

1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式36,000株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、2012年7月26日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の数

360個

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、上記1.に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

3. 新株予約権の割当日

2012年12月17日

4. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2014年12月18日から2017年12月17日までとする。

5. 新株予約権の行使条件

- (1) 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年以内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

2014年12月18日から2015年12月17日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

2015年12月18日から2016年12月17日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

2016年12月18日から2017年12月17日

当該本新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

6. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社執行役（取締役兼執行役を除く）	1名	60個
当社従業員	12名	300個
合計	13名	360個

ii) 有償ストック・オプションの発行について

当社は、2012年11月30日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員に対して、有償にて発行する新株予約権に関し、下記の通り決議しております。

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の取締役、執行役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社の取締役、執行役及び従業員に対し本新株予約権を有償で発行するものです。

なお、本件は「2. 新株予約権の発行要項(8)新株予約権の行使条件」に記載のとおり、当社の業績が、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使が可能となります。

2. 新株予約権の発行要項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式126,000株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日の後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の数

1,260個

なお、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。ただし、上記(1)に定める本新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、金7,500円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(4) 新株予約権の割当日

2012年12月17日

(5) 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

2013年1月31日

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けられる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

行使価額 金2,397円

なお、本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日の後、当社が 1 株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1 株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という）は、2012年12月18日から2019年7月31日までとする。

(8) 新株予約権の行使条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2013年4月期乃至2017年4月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、営業利益にのれん償却額（但し、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」という。）の2分の1に相当する額。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

(10) 新株予約権の譲渡による取得の制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の取得事由

当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(12) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記(1)に準じて調整する。

新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記(6)に準じて調整する。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

譲渡による取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(11)に準じて決定する。

(13) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(15) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社執行役（取締役兼執行役を含む）	2名	360個
当社従業員	12名	900個
合計	14名	1,260個

なお、上記対象となる人数は予定人数であり増減することがあります。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月14日

クックパッド株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 雅之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクックパッド株式会社の平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年8月1日から平成24年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年5月1日から平成24年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クックパッド株式会社の平成24年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。